

【テニススクール】

臨時休業期間の未消化分のレッスンについて

2020年4月17日（金）～4月29日（水）

2020年5月7日（木）～5月20日（水）

上記の自粛要請による休業期間の未消化分につきましては、

・来期継続される方

未消化分を来期にスライド致します。消化回数分のスクール料金を現金でお支払ください。

・来期休会される方

未消化分を返金いたします。（スクールが再開されてから順次対応いたします。）

※なお、臨時休業の期間は政府の要請及び社会情勢等により変更となる場合があります。ホームページにて最新情報をご確認頂けますようお願い申し上げます。その後の対応につきましては、当ホームページにてお知らせいたします。

新型コロナウイルスの収束を心から願いますとともに、政府および関連機関の要請に応じ、最大限の努力をして参ります。また状況に応じ、随時対応して参ります。

皆様には大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解、ご了承の程よろしくお願い致します。

令和2年5月6日
株式会社スリール
代表取締役 田中雄一郎